

主な社会復帰促進等事業について

労災保険では仕事又は通勤によるケガ又は病気にかかった場合、ご本人及びその遺族に対する各種の保険給付と併せて、社会復帰の促進、ご本人及びその遺族の援護、安全及び衛生の確保等を図ることにより、福祉の増進に寄与することを目的として社会復帰促進等事業を行っています。

ここでは、主な社会復帰促進等事業についてご説明します。

○ 義肢等補装具費支給制度



仕事又は通勤によるケガ又は病気にかかり、四肢喪失、機能障害等が残った場合は、その障害の程度に応じて障害（補償）給付を給付しています。社会復帰には、義肢その他の補装具が必要不可欠であることから、労災保険では義肢等の支給を無料で実施しています。

支給する義肢等は、義肢、上肢装具及び下肢装具、義眼、補聴器、車いす、かつら等です。

都道府県労働局へ申請します。

○ 外科後処置



仕事又は通勤によるケガ又は病気にかかり、外科後処置として、例えば、手足の切断部が治った後（治ゆした後）に義肢を装着するための再手術や顔面の火傷が治った後（治ゆした後）に残った醜状をなくすための整形手術等の職業生活や社会生活に復帰するためには必要不可欠な処置を、全国の労災病院又は都道府県労働局長が指定した国公立病院等で実施しています。

都道府県労働局へ申請します。

○ アフターケア制度



仕事又は通勤によるケガ又は病気にかかり、せき髄損傷、頭頸部外傷症候群、慢性肝炎、振動障害等の傷病にかかった方の中には、その症状が治った後（治ゆした後）においても後遺症状に動揺をきたす場合や後遺症害に付随する病気にかかる場合があることから、アフターケアとして必要に応じ、予防その他の保健上の措置を講じています。

アフターケアそのものについての申請は不要です。

○ 労災就学等援護費



仕事又は通勤によるケガ又は病気にかかり、亡くなられた方のご遺族や重度障害を受けられ、あるいは長期療養を余儀なくされた方で、その子供等に係る学費等の支弁が困難であると認められる方には、労災就学等援護費が支給されます。

労働基準監督署へ申請します。